

同志社大学政法会 Class of '84 クラブ会則

(目的)

第1条 本クラブは、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本クラブとは、同志社大学法学部 1984(昭和 59)年卒業生の同窓組織とする。

(幹事)

第3条 本クラブに以下の幹事を置き、各自所掌業務を担当する。

- (1) 代表幹事 本クラブを代表する。
- (2) 庶務幹事 行事案内発送及び返信受付並びに参加者名簿の作成を担当、併せて本クラブデータの管理業務を担当
- (3) 会計幹事 金銭の出納及び残余金の管理業務を担当
- (4) 年度幹事 年度ごとの行事の企画立案及び実施業務（行事当日の会費授受及び飲食店等への支払い業務を含む。）を担当
- (5) 推薦幹事 本クラブの運営について具申する業務を担当

- 2 代表幹事、庶務幹事、会計幹事は、幹事会で選出する。
- 3 年度幹事は、毎年度持ち回りとし、原則 2 名体制とする。
- 4 推薦幹事は、代表幹事が指名する。
- 5 代表幹事以外の幹事は、当分の間兼務を可とする。

(幹事会)

第4条 幹事会は、代表幹事、庶務幹事、会計幹事、年度幹事、推薦幹事で構成し、会則の改廃、年度行事の開催要領、解散などの重要事項について協議決定するものとする。

- 2 幹事会を原則として年 1 回開催（対面又は ZOOM）するものとする。

(運営協力金)

第5条 入会時に運営協力金として 1000 円の協賛を依頼することができる。ただし、運営協力金の残高が少なくなったときには、追加を依頼することができる。

- 2 運営協力金は、郵便代、封筒代、祝電代、アカウント料など共通経費に充当する。

(行事) 毎年の Home Coming Day 時に、大学校内で総会を実施する。

第6条 原則として、年1回行事を開催するものとする。

- 2 行事に係る実費（飲食代・交通費・入館料等の直接費）は、都度参加者から徴収するものとする。
- 3 会員の家族も実費を負担して参加できるものとする。
- 4 行事案内に対し2回以上無回答の者については、以降案内は送付しないものとする。

（解散）

- 第7条 幹事のなり手がなく運営が困難となった場合は、幹事会の承認日に解散する。
- 2 解散時に本クラブの運営協力金の残高がある場合には、その残金を政法会に寄付する。

附則 本会則は、2024年12月7日（常務委員会会長報告日）から施行する。